

事後評価書

要因 事業	(1) 事業概要	(2) 事業による環境の変化	(3) 事業を巡る社会経済情勢の変化	(4) 事業により整備された施設の維持管理状況	(5) 県民の意見																																												
ほ場整備事業	<p>○事業名 ほ場整備事業 地区名 鍋島地区 所在地 佐賀市鍋島町 工期 ・工期 平成8年度～平成15年度</p> <p>総事業費 ・事業費 1,820,238千円</p> <p>事業内容 ・区画整理 A = 73.1ha 用水路整備(用水ポンプ、パイプライン) 排水路整備 農道整備 ・暗渠排水工 A = 67.7ha</p> <p>関連する事業 ・国営かんがい排水事業筑後川下流地区 ・水資源機構筑後川下流用水事業 ・国営総合農地防災事業佐賀中部地区 ・県営地盤沈下対策事業佐賀中部地区</p> <p>背景 本地区は佐賀市の西部に位置し、米、麦を中心とした農業が展開されている。しかし、従来の農地の状態は、ほ場の区画は狭小で不整形をなしていた。さらに、道路幅員も狭く蛇行し、大型機械による営農に支障を来しており、近代的な農業経営を展開するうえで支障となっていた。このような状況を改善するため、ほ場整備事業の要望が高まっていた。</p> <p>目的 ほ場整備事業により、ほ場の大区画化、農道の整備、用排水路の分離を実施、農地の汎用化と大型機械の導入を可能とし、農業生産性の向上と近代的農業経営の展開を図る。</p>	<p>社会文化環境 ・交通 本事業により整備された農道は、大型機械の通行が可能になるなど、営農面での利便性が向上している。また、農道の一部は、通勤や通学、集落間を結ぶ生活道路として利用されている。</p>  <p>【整備された農道】</p> <p>・環境 農道を整備したことにより、利便性が向上したが、空き缶やペットボトルなどゴミの不法投棄が増えた。</p>  <p>【不法投棄されたペットボトル等】</p>	<p>佐賀市の総人口、農業就業人口等の変化 佐賀市は県の中央に位置し、平成17年、19年に近隣町村と合併し、中央都市として発展している。このようななかで、農業就業人口は減少傾向にあり、また、高齢化により65歳以上の割合は増加している。しかし、経営規模が3ha以上の農家は増加していることから、担い手農家への集積は徐々に進んでいるものと考えられる。</p> <p>・佐賀市の変化(旧佐賀市で比較) 単位:人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成7年度</th> <th>平成17年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>171,231</td> <td>166,772</td> <td>4,459</td> </tr> <tr> <td>農業就業人口</td> <td>4,117</td> <td>3,228</td> <td>889</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>1,426</td> <td>1,721</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>34.6%</td> <td>53.3%</td> <td>18.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【旧佐賀市のH16.10.1現在の人口を記載】 農業センサス</p> <p>・経営規模別農家数 単位:戸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成7年度</th> <th>平成17年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総農家数</td> <td>2,794</td> <td>1,857</td> <td>937</td> </tr> <tr> <td>0~1ha</td> <td>1,214</td> <td>530</td> <td>684</td> </tr> <tr> <td>1~3ha</td> <td>1,316</td> <td>974</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>3~5ha</td> <td>231</td> <td>267</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>5ha~</td> <td>33</td> <td>86</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>農業センサス</p>		平成7年度	平成17年度	増減	総人口	171,231	166,772	4,459	農業就業人口	4,117	3,228	889	65歳以上	1,426	1,721	295	高齢化率	34.6%	53.3%	18.7%		平成7年度	平成17年度	増減	総農家数	2,794	1,857	937	0~1ha	1,214	530	684	1~3ha	1,316	974	342	3~5ha	231	267	36	5ha~	33	86	53	<p>事業完了後の維持管理 農道、用排水施設の日常管理は、各々の農家で実施されており、軽微な補修は佐賀市土地改良区で実施されている。また、以前の地区内では主に農家により、法面の草刈り等が実施されていたが、現在は、平成19年度に『鍋島町江里桜の環境と農業を守る会』などが組織されるなど、地域住民が一体となって、施設の点検、法面の草刈り、道路や水路のゴミ拾い、水路の泥あげなどが、定期的に行われている。</p>  <p>【法面の草刈り】</p>  <p>【水路の泥あげ】</p>	<p>農家への聞き取り</p> <p>【ほ場の大区画化により】 ・大型機械などによる効率的な営農が可能となった。</p> <p>【農道の整備により】 ・大型機械の導入が可能となった。</p> <p>・幅員が狭く離合もままならず、営農や生活に支障をきたしていたが解消した。</p> <p>・利便性が向上したが、地区外からの車の進入が増加し、ゴミの不法投棄が増えた。</p> <p>・バルーン大会の時、路上駐車が増え、農作業に支障がでるようになった。</p> <p>【農地の乾田化により】 ・麦の反収が上がった。</p> <p>・大豆を適期に播けるようになった。</p>
		平成7年度	平成17年度	増減																																													
総人口	171,231	166,772	4,459																																														
農業就業人口	4,117	3,228	889																																														
65歳以上	1,426	1,721	295																																														
高齢化率	34.6%	53.3%	18.7%																																														
	平成7年度	平成17年度	増減																																														
総農家数	2,794	1,857	937																																														
0~1ha	1,214	530	684																																														
1~3ha	1,316	974	342																																														
3~5ha	231	267	36																																														
5ha~	33	86	53																																														
		<p>(6) 事業の効果</p> <p>事業の直接的効果 ほ場の大区画化が行われ道路や水路が整備されたことにより大型機械の導入が可能となった。暗渠排水の施工により、水田の畑地利用が可能となり、大豆・麦など作付けが増加し、また、白菜などの新規作物が導入され、収益性の高い農業経営が展開されている。</p>  <p>【白菜の作付け】</p> <p>事業による間接的、波及効果 地区内では、ほ場整備実施を契機に、江里桜機械利用組合による麦作の共同化に取り組んでいる。この組合は、平成18年度に『農事組合法人えりさくら』として法人化され、鍋島地区の約3分の1の農地が経営されている。</p>	<p>(7) 地域住民との関わり</p> <p>事業実施、事業完了後の利活用状況 本地区内の神社では、秋祭りの浮立が奉納されている。ほ場整備で農道が整備されたことにより、神社までの自動車による交通アクセスが容易になったことで、近年では、近隣の市町のみならず他県からの見物者も増加しており、農村部と地域外住民等がふれあう交流の場となっている。</p>  <p>【奉納される浮立】</p> <p>受益者の関わり 地区内で収穫された農産物の一部は、地区内農家により設立された『農事組合法人えりさくら』のブランド名で市内の直売所で販売されている。</p>  <p>【直売所で販売される米】</p>	<p>(8) 今後の課題等</p> <p>維持管理 ・維持 道路や水路等への不法投棄を防止するため、農業用施設の維持管理を適切に行い、不法投棄がされにくい環境を継続して維持する必要がある。</p> <p>・体制継続 農家人口の減少や高齢化が進行していくなか、施設の維持管理体制が、現在のように農家、非農家一体となって取り組む形が、スムーズに次世代へ引き継がれるか課題である。</p>	<p>(9) 新規箇所評価、再評価への反映、改善点等</p> <p>改善点 ・事業完了後、ほ場整備により整備した施設の長期にわたる機能保持には適切な維持管理が必要である。 以前は各々の農家が主体に行ってきた法面の草刈り等も、現在は地域住民が一体となり実施されている。 今後は、事業計画時点から、農家、非農家を問わず、維持管理へ地域住民の協力が得られるよう、地域内で話し合いを十分に行い、維持管理体制を整えていく。</p>																																												

・維持管理費の軽減

今後、施設の老朽化に伴い、維持管理費の増大が懸念されるため、通常の維持管理にみならず、施設の長寿命化や更新時期の検討を行い、施設の機能保持に努める必要がある。また、農業用水ポンプ等の施設において、突発的な事故が発生した場合の対応(連絡体制や費用負担など)についても検討しておく必要がある。